

事業主の皆様へ（お願い）

吉川建設（株）
 施工統括部長 安野正和

新しい現場で作業を始める前に、「送り出し教育」を

1. 送り出し教育とは（安衛法第59条）

事業者は、労働者を新しい現場へ『送り出す前』に現場の状況を把握し、「送り出し教育」を実施する義務があります。

※それによって、新規入場者の被災を防ぐ大きな効果があると同時に良く、早く仕事を進めることができます。

2. 何時、「送り出し教育」をするの？

受注したら、速やかに作業所長より「作業所資料」を取り寄せ、作業に入場するより前に実施し、「送り出し教育実施報告書」「安全関係書類」「関係請負人の作業計画書」等を提出してください。

雇入れ時の教育 → 送り出し教育 → 新規入場者教育 → 作業スタート

3. 誰が「送り出し教育」を実施するの？

事業者又は代理人（安全管理者、安全衛生責任者、職長等）が実施してください。

4. どんな内容を「送り出し教育」で実施するの？

①工事の内容、元請担当者の氏名、作業所長の品質・安全・環境方針と目標、作業所ルール等

早めに、作業所長より「教育資料（作業計画書、新規入場時資料等）」をもらってください。

②安全衛生責任者、職長、作業主任者等有資格者を選任し、役割を確認してください。経験の少ない人、高齢者、若い人、女性等に適正な配置と指導を。

ヘルメット表示（なまえ、職長）を貼ってください。

③作業手順の内容を全員に教育するとともに、リスクアセスメント（危険有害要因の調査と特定）を実施し、対策を立ててください。

「リスクアセスメントを取り入れた関係請負人の月間安全目標」様式参考

④作業に必要な保護具の確認と点検を行ってください。

汚れたり、古いヘルメット・安全帯等は交換する。作業身支度を指導する。

⑤作業に持ち込む機械・器具・工具の点検と確認を行ってください。

電動工具に「手元注意ヨシ！」シールを貼ってください。

⑥産業廃棄物の分別と処理方法を教育指導してください。

必要に応じ、届出・処理契約書を整備する。

⑦自らの下請負人に対し、同様の指導を実施してください。

⑧緊急事態発生時の連絡系統の整備と周知徹底を行ってください。

以上。